

補助の概要

要件を満たした場合に受けられる補助は以下のとおりです。

授業料年額制の場合

授業料	20,000円	20,000円			
	297,000円	297,000円	198,200円	118,800円	118,800円
合計	317,000円			118,800円	
補助区分	生活保護 家計急変	基準 A	基準 B	県の補助対象外	
目安年収	約590万円		約720万円	約910万円	制限なし

: 県の補助
 : 国の補助

在校生のみ対象
(新入生は対象外)

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

授業料単位制の場合

(1単位あたりの補助額)

授業料	12,030円	12,030円			
	7,218円	4,812円	4,812円	4,812円	4,812円
合計	12,030円			4,812円	
補助区分	生活保護 家計急変	基準 A	基準 B	県の補助対象外	
目安年収	約590万円		約720万円	約910万円	制限なし

: 県の補助
 : 国の補助

在校生のみ対象
(新入生は対象外)

目安年収はモデル世帯（両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯）の場合

(年額制・単位制共通)

- ※ 上記の年収はあくまで目安です。実際の審査は（市町村民税の）課税標準額等を使用して行います。
- ※ 表中の補助額は補助の上限額です。収入状況の変化、学校が設定する授業料額等によっては、実際の補助額が表中の金額と異なる場合があります。
- ※ 埼玉県学事課のHPに、より詳しい年収の目安を掲載しています。

(単位制のみ)

- ※ 父母負担軽減事業補助金の対象になる登録単位数は、年間30単位、通算で74単位が上限です。

所得要件の判定（判定額）

必ずしもご自身で以下の判定を行う必要はありません。

ご申請に基づき、埼玉県が審査を行います。

所得要件の判定には、課税標準額等をもとに以下のとおり算出した「判定額」を用います。

① 保護者ごとの所得要件の判定額は次のとおり算出します。

【判定額】 = 【(市町村民税の)課税標準の額*1】 × 0.06 - 【市町村民税の調整控除の額*2】

*1 ただし、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（平成22年1月2日～4月1日の早生まれの生徒の場合）は、保護者の判定額を以下の式で算出

$$\text{((市町村民税の)課税標準の額 - 33万円)} \times 0.06 - \text{【市町村民税の調整控除の額】}$$

*2 政令指定都市で市民税を課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額を使用します。

② 保護者が2人いる場合は、2人分の判定額を合算します。

③ 合算した判定額に応じて、下記の所得基準に当てはまるかを確認してください。

所得基準

各補助区分の所得基準は以下のとおりです。

補助区分	所得基準 (判定額)	目安年収 (モデル世帯)	補助額 (年額制の場合)
基準A	154,500円未満	約590万円未満	317,000円 (国の補助297,000円含む)
基準B	154,500円以上、212,700円未満	約720万円未満	317,000円 (国の補助118,800円含む)
生活保護	生活保護を受けていること	—	317,000円 (国の補助297,000円含む)

家計急変世帯

保護者の失職等・死亡・離婚・被災が対象となる期間にあった場合、「家計急変世帯」として補助を受けられる場合があります。お通りの学校にご相談ください。

○「失職等」には ・ 負傷、疾病により離職または休職し、その後90日以上就労困難な状態
・ 自己の責めに帰することのできない理由による離職 などが該当します。

○対象となる期間

失職等の場合 令和6年1月2日以降（1年生） 令和8年1月1日～12月31日（2年生以上）
死亡・離婚・被災の場合 令和8年1月1日～12月31日

※ 補助金申請後に家計急変世帯に当てはまることとなった場合や、家計急変世帯として申請したのちに再就職・復職・再婚等があった場合には、お通りの学校に早急にご連絡ください。